

自然人（権利能力・行為能力）①

01 □□□	<p>胎児は、不法行為に基づく損害賠償請求権、相続、遺贈については、すでに生まれたものとみなされる。</p> <p>○ それぞれ、721条、886条1項、965条のとおりである。</p>
02 □□□	<p>胎児に対する不法行為に基づく当該胎児の損害賠償請求権については、胎児は既に生まれたものとみなされるので、胎児の母は、胎児の出生前に胎児を代理して不法行為の加害者に対し損害賠償請求をすることができる。</p> <p>× 判例は、胎児には権利能力がなく、他人が胎児を代理して行為をすることができず、胎児が生きて生まれると停止条件的に損害賠償や相続に関する権利が胎児中に遡って生じるという立場をとっている（大判昭7.10.6）。</p>
03 □□□	<p>AはBと婚姻していたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となり、その後7年が経過した後に、Bの失踪宣告がなされた場合は、Bは失踪宣告時に死亡したものとみなされる。</p> <p>× 7年の期間満了時に死亡したものとみなされる（31条）。</p>
04 □□□	<p>Aの父Bが船舶事故に巻き込まれたまま生死不明になった場合に、当該危難が去ってから1年が経過すれば、Aは、家庭裁判所に対し、Bについての失踪宣告を請求することができる。</p> <p>○ 30条参照。</p>
05 □□□	<p>Aについて失踪宣告がなされた後にその配偶者BはD男と婚姻したが、その後、失踪宣告が取り消された場合に、A・B間の婚姻とB・D間の婚姻は、戸籍の上では共に存在することになるが、両者の婚姻は、当然には無効とならず、共に重婚を理由として取り消し得るにすぎない。</p> <p>× 失踪宣告後、残存配偶者が再婚している場合、再婚当事者双方が善意であれば前婚は復活しない。また、再婚当事者の一方でも悪意の場合、失踪宣告の取消しにより前婚が復活して重婚状態を生じ、後婚につき取消原因（744条、732条）、前婚につき離婚原因となる。したがって、A・B間の婚姻とB・D間の婚姻が、ともに重婚を理由とする取消原因になるわけではない。</p>

1 胎児の権利能力



※ 胎児中には、権利能力は認められないが、胎児が出生した場合、遡及的に権利能力を取得する（停止条件説）。したがって、出生前の胎児を代理することはできない（大判昭7.10.6）。

2 失踪宣告

1 類型

	普通失踪（30条1項）	特別失踪（30条2項）
要件	① 不在者の生死が7年間不明 ② 利害関係人の請求があること ③ 家庭裁判所の審判があること	① 危難が去った後生死が1年間不明 ② 利害関係人の請求があること ③ 家庭裁判所の審判があること
効果	7年間の期間満了時に死亡みなし	危難が去った時に死亡みなし

2 失踪宣告の取消しの効果

【事例】	
Aが失踪宣告を受け、その配偶者BがCと再婚した後に失踪宣告が取り消された場合、それぞれの婚姻にどのような影響を及ぼすか。	
BC双方善意	BC間の婚姻は有効であり、AB間の前婚は復活しない。
BCの一方又は双方悪意	AB間の前婚姻は復活し、BC間の婚姻は重婚関係となる。 すなわち、前婚については離婚原因、後者については、取消原因となる。

【事例】	
失踪宣告がされたA所有の土地を相続したBが、その土地をCに売却、さらにはCがDに売却した後、Aの失踪宣告が取り消された場合の法律関係について説明せよ。	
BC双方善意	C及びDは所有権を取得する（絶対的構成 通説）。
BCの一方又は双方悪意	C及びDは所有権を取得しない。

3 同時死亡の推定（32条の2）

数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

※ 死亡した者相互間においては相続、遺贈が生じない（994条）。ただし、この場合でも、代襲相続は生じる。

自然人（権利能力・行為能力）②

01 □□□	<p>Aが、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある場合、Aは当然に成年被後見人であるから、制限行為能力者であることを理由として当該意思表示に基づく譲渡契約を取り消すことができる。</p> <p>× 成年後見開始の審判が必要である（7条参照）。</p>
02 □□□	<p>制限行為能力者が自己の行為を取り消したときには、相手方は受け取っていた物を返還しなければならないが、相手方は、制限行為能力を理由とする取消しであることを理由に、現に利益を受けている限度で返還をすれば足りる。</p> <p>× 現に利益を受けている限度で返還すれば足りるのは、制限行為能力者の側である（121条の2第3項）。</p>
03 □□□	<p>成年被後見人が成年後見人の同意を得ずに行った重要な財産上の法律行為は、無効である。</p> <p>× 取消し得る行為である（9条本文）。</p>
04 □□□	<p>本人以外の者の請求によって保佐開始の審判をするためには、本人の同意が必要である。</p> <p>× 本人の同意が必要なのは、補助開始の審判である（11条、15条2項参照）。</p>
05 □□□	<p>被保佐人が行った元本の領収は、保佐人の同意を得ていない場合でも、取り消すことができない。</p> <p>× 元本の領収は、保佐人の同意を要する行為の1つであるから、取り消すことができる（13条1号）。</p>
06 □□□	<p>精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、本人、配偶者、4親等内の親族は、補助開始の審判を請求することはできるが、後見人や保佐人は、これをすることはできない。</p> <p>× 15条1項。</p>
07 □□□	<p>制限行為能力者が被補助人であり、補助人の同意を得なければならない行為を被補助人が補助人の同意を得てした場合であっても、相手方は、制限行為能力を理由として被補助人の行為を取り消すことができる。</p> <p>× 補助人の同意を得なければならない行為を、補助人の同意を得て行っているのだから、もはや取り消すことはできない（17条4項参照）。</p>
08 □□□	<p>制限行為能力者が被保佐人であり、保佐人の同意を得なければならない行為を被保佐人が保佐人の同意又はそれに代わる家庭裁判所の許可を得ずにした場合において、被保佐人が相手方に対して行為能力者であると信じさせるために詐術を用いたときには、制限行為能力を理由としてこの行為を取り消すことはできない。</p> <p>○ 詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない（21条）。</p>

4 制限行為能力者

	原則	例外
未成年者	未成年者自ら単独で法律行為をするには、保護者の同意を要する（5条1項本文）	以下の法律行為は単独でできる ① 単に権利を得、又は義務を免れる行為（5条1項本文） ② 処分を許された財産の処分（5条3項） ③ 許可を受けた一種又は数種の営業（6条1項） ④ 取り消し得る行為の取消し（120条1項） ⑤ 遺言（遺言能力→15歳 961条）
成年被後見人	成年被後見人が単独で行った法律行為は、取り消すことができる（9条本文）	以下の法律行為は単独でできる ① 日常生活に関する行為（9条ただし書） ② 婚姻等の一定の身分行為（738条等） ③ 取り消し得る行為の取消し（意思能力は必要） ④ 後見開始の審判の取消請求（10条）
被保佐人	被保佐人は、単独で法律行為をすることができる	以下の法律行為は、保佐人の同意又は同意に代わる家庭裁判所の許可が必要である ① 13条1項列挙事由 ② 家庭裁判所が特別の審判により、保佐人の同意を要するとされた事項（13条2項） ※ 日常生活に関する行為は、単独で可
被補助人	被補助人は、単独で法律行為をすることができる	13条1項各号に挙げられたものの中から、家庭裁判所が定めた特定の一部の行為については、補助人の同意又は同意に代わる家庭裁判所の許可が必要である（17条1項、3項） ※ 日常生活に関する行為は、単独で可

	親権者等	成年後見人	保佐人	補助人 ※3
保護者の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・同意権 ・代理権 ・追認権 ・取消権 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理権 ・追認権 ・取消権 ※ 同意権なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・同意権 ※1 ・代理権 ※2 ・追認権 ・取消権 	<ul style="list-style-type: none"> ・同意権 ・代理権 ・追認権 ・取消権

※1 13条を参照すること。

※2 家庭裁判所が代理権付与の審判をした場合に限られる。

※3 常にすべての権限が認められるわけではない。同意権・代理権の双方がない補助人は存在しない。

5 制限行為能力者の相手方の保護

相手方の保護	権利の内容	
制限行為能力者の詐術	制限行為能力者が詐術を用いたときは、取り消すことはできなくなる ※	
催告に対して確答がない場合の効果	催告の相手方	確答がない場合の効果
	保護者	単独で追認し得る行為 → 追認したものとみなされる 特別の方式を要する行為 → 取り消したものとみなされる
	能力を回復した後の本人	追認したものとみなされる
	被保佐人、被補助人	取り消したものとみなされる
	未成年者、成年被後見人	催告自体に意味がない

※ 単なる黙秘は詐術にあたらない。もっとも、他の言動等と相まって相手方の誤信を強めた場合には、詐術に該当し得る（最判昭44.2.13）。